

平26福情答申第9号

平成27年3月10日

福岡市教育委員会 様  
(教育委員会総務部職員課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年4月7日付け教職第8号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「1. 教育委員会職員課が行った懲戒処分に関する記者発表資料(過去10年分)、  
2. 教育委員会職員課が行った懲戒処分の件数がわかる書類(過去10年分・記者発表しなかった分を含む)」の一部公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「1. 教育委員会職員課が行った懲戒処分に関する記者発表資料（過去10年分），  
2. 教育委員会職員課が行った懲戒処分の件数がわかる書類（過去10年分・記者発表しなかった分を含む）」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が福岡市情報公開条例第7条第1号を理由として行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については，妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，平成26年2月18日付け教職第934-1号で実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成26年2月6日，審査請求人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年2月18日，実施機関は，条例第11条第2項の規定により本件決定を行い，その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年3月10日，審査請求人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。
- (4) 平成26年6月5日，審査請求人から反論意見書において，本件審査請求のうち公開を求めていた「処分を受けた者の氏名，所属の一部」について取り下げの旨の意思表示がなされた。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書及び反論意見書において，以下のことを主張してい

る。

- (1) 非公開とされた「懲戒処分を受けたものの年齢」については記者発表資料として報道機関への資料配付や福岡市ホームページへの掲示により既に公開された情報であり、非公開とする意義をもたない。
- (2) また、年齢は個人に関する情報ではあるが、今回一部公開された文書を見ると、これに加えて年齢を公開したからといって、そのことにより、他の情報と照合したとしても個人が特定できるとは考えられない。職場の同僚等事情に通じている人ならば個人が特定できるケースもあるかもしれないが、条例が想定しているのはそういった特別な人ではなくごく一般的な請求者に関してのことであろうから、年齢を見ればそれで個人を特定されるということにはならない。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、平成26年5月9日付け弁明意見書及び同年9月17日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書の特定について

実施機関が懲戒処分を行った内容については、「福岡市教育委員会職員懲戒処分の指針」に基づき公表を行っているため、懲戒処分を行った際の内容（校種、役職、年齢、処分時期、事実の概要）を公表した資料を本件対象文書として特定している。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

審査請求人は、「懲戒処分を受けたものの氏名、年齢、所属の一部」については、条例第7条第1号ただし書のアに該当する旨を主張しているが、ここでいう「慣行として公」にされている情報とは、「現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報」と解されることから、過去のある時点において公表された事実をもって、本件請求に係る情報が公にされている状態にはないものとする。

## 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

- (1) 実施機関は、本件対象文書のうち、「1. 教育委員会職員課が行った懲戒処分に関する記者発表資料（過去10年分）」については、懲戒処分を行った際の記者発表資料を特定し、また、「2. 教育委員会職員課が行った懲戒処分の件数がわかる書類（過去10年分・記者発表しなかった分を含む）」については、教育委員会の懲戒処分の過去10年間の推移（平成25年度は1月末現在）」を特定している。以下では、審査請求で主張がなされている「1. 教育委員会職員課が行った懲戒処分に関する記者発表資料（過去10年分）」について言及する。
- (2) 本件対象文書には職員の懲戒処分に関する内容として、主に職員の種別、処分年月日、処分内容、処分事由から構成され、実施機関は対象文書のうち懲戒処分を受けた者の氏名、年齢、所属名の一部を条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するとして、被覆したうえで公開していることが認められる。
- (3) 本件対象文書で実施機関が被覆を行った部分のうち、氏名及び所属の一部については争いがないため、年齢にかかる部分について、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するか以下検討を行う。

### 2 条例第7条第1号該当性について

条例第7条は、実施機関は、公文書に同条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を定めている。本件対象文書に関しては、同条第1号に定める非公開情報該当性の有無が争点となっていることから、当該規定について述べると、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

を非公開情報として規定している。

- (2) もっとも、条例第7条第1号は、本文に該当するものであっても、同号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、同号ただし書のアの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を非公開情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

また、同号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

- (3) 職員の懲戒処分に関する情報について

懲戒処分は職員が地方公務員法等の法令の規定に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは義務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合になされる処分であり、ある個人がこれらの行為をした事実及びそれに対して懲戒処分がなされた事実は、第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に当たる。また、この情報は、当該職員の身分取扱い上の処遇に関する情報であり、第1号ただし書のウの職務の遂行に係る情報には当たらないものと解すべきである。さらに、処分を受けた者の年齢については、他の情報と照合することにより処分を受けた者の特定につながる情報といえるため、前記のとおり、条例第7条第1号に該当するものといえる。しかしながら、その一方で、処分を受けた者の年齢については、記者発表資料として報道機関への資料配布や福岡市のホームページに掲示されていることが認められた。このことについて、すでに公にされた情報であり、非公開とする意義を持たない旨の主張があるため、以下条例第7条第1号ただし書のアの該当性について検討を行う。

### 3 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

(1) 当審査会が確認したところ、実施機関が懲戒処分を行った際は、「福岡市教育委員会職員懲戒処分の指針」（第4 懲戒処分の公表）を根拠として、懲戒処分の公表時（当該公表に関して報道機関からの取材に応答する際を含む。）に、公益性や事案の重大性の観点から、特定の個人情報を提供することが特に必要と判断したときは、被処分者の年齢、所属、役職名あるいは氏名を明らかにする必要があることが認められた。

一方、実施機関は、特定の個人情報を当該指針に基づき公表したとしても、以後に個別の公表は行っていない旨を主張している。

当審査会としては、仮に、実施機関が懲戒処分の公表時に被処分者の年齢、所属、役職名あるいは氏名を公表し、それらの情報が報道された事実があったとしても、懲戒処分の公表時点において行政として説明責任を果たすために行う趣旨に基づくものであること、これらの情報は懲戒処分を受けた職員個人にとってその事実自体他人に知られたくないプライバシー性の高い情報であることからすると、そのことをもって、第1号ただし書のアに規定される「慣行として公にされている情報」に該当するとは解されないと判断するものである。

(2) なお、その一方で、審査請求人の主張のとおり、福岡市のホームページに当該情報が掲載されている事実も確認された。これについて、実施機関に聴取を行ったところ、公表を行った際の発表資料をそのままホームページ上に掲載し、その後削除されていないものであるとのことであった。

このことについて、当審査会としては、本来、ホームページ上に掲載する情報にプライバシー性の高い情報が含まれる場合は、実施機関において当該情報について被覆等の必要性を慎重に検討したうえで、掲載の可否、又は、一定期間の経過後の削除の可否を判断し、速やかに所要の措置を講じるべきものと考えられる。このことからすると、本件は、実施機関がその判断又は処理を怠ったために閲覧し得る状況にあるものであって、本来掲載されるべきではないと判断せざるをえず、これをもって「慣行として公にされる情報」に該当するとは解されない。そして、職員の懲戒処分に関する情報は、前記2(3)の判断のとおり条例第7条第1号に当たらないと解すべきことから、非公開が妥当と判断するものである。

#### 4 付言

当審査会として、本件結論に至る判断とは別に、情報公開制度が適切かつ円滑に運営される前提となる適正な公文書の管理及び個人情報の取扱の観点から付言すると、実施機関が自ら非公開情報と主張する情報について、掲載時の内容確認を行わず、福岡市のホームページで閲覧可能な状態にしていることは、条例第3条において定めた実施機関の責務を果たしていないと言わざるを得ず、実施機関には早急にホームページ上における個人情報の取扱について適切な対応を求めるものである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年4月7日	実施機関からの諮問
平成26年5月9日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年9月17日（2部会）	実施機関より意見聴取
平成26年10月21日（2部会）	審議
平成26年12月10日（2部会）	審議
平成27年1月27日（2部会）	審議

#### 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，勢一智子，錦谷まり子，井上禎男